

共生社会の実現に向けて ～障害者雇用の推進と障害者理解～

目 次

- 共生社会とは
- 障害種別と合理的配慮
- 埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画に基づく取組
- 埼玉県教育委員会で働く障害のある職員数
- まとめ

■ 共生社会とは

共生社会とは、
全ての人々が障害の有無にかかわらず、
相互に人格と個性を尊重する社会のことです。

- 共生社会を実現するためには、希望や能力に応じて、
誰もが職業を通じた社会参加ができることが必要です。
- 教育現場で、障害のある教職員が生き生きと働いていることは、
児童生徒や保護者の障害者への理解が深まるなど、大きな意義があります。
- 障害のある児童生徒にとっては、障害のある教職員がロールモデルとなることも期待されます。

**障害のある児童生徒にとっても、ない児童生徒にとっても、
暮らしやすい社会を作っていくために、皆さんのサポートが必要です。**

■ 障害種別と合理的配慮

(1)障害者とは

障害があるとは、障害や社会の中のバリア(社会的障壁)により、継続的に日常生活や社会生活に制限を受けている状態のことを指します。 = 生活のしづらさがあるということ

障害者手帳の認定も、生活のしづらさの度合いによって基準が設けられています。

(2)障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳(知的障害)、精神障害者保健福祉手帳、の3種類があります。

【身体障害】

手帳等級：1～6級 ※身体障害者程度等級表は7級まで

- ①視覚障害、②聴覚障害、平衡機能障害、
- ③音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害、
- ④肢体不自由（四肢、体幹）
- ⑤内部障害（心臓、じん臓または呼吸機能の障害など）

【知的障害（療育手帳）】

等級：④, A, B, C ※埼玉県の等級表記

全般的な知的機能が同年齢の子供と比べて明らかに遅滞し、適応機能の明らかな制限が、18歳未満に生じるときに判定される。障害の程度は、心理判定、医学判定、日常生活についての調査結果などを総合的に判断し決定される。

【精神障害】

等級：1～3級

- ①精神疾患（統合失調症、気分障害、てんかん、適応障害 など）
- ②発達障害
- ③高次脳機能障害

※従来は障害ごとに3種類のデザインがありましたが、平成27年10月1日に統一デザインが導入され、更新や新規取得などの場合は統一デザインの手帳が交付されています。



※身体・療育手帳に関しては、有効期限内であれば、右の表紙を使っていることもあります。



身体障害者手帳



療育手帳(みどりの手帳)

■ 障害種別と合理的配慮 -2

(3) 合理的配慮とは

○合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、過重な負担にならない範囲で必要な対応を行うことを求められることです。

○「障害があるからできない」と決めつけるのではなく、「何に配慮すればできるのか」と発想を転換し、障害のある人もない人も、お互いを尊重し合う社会を作っていくことが大切です。

「障害があるからできない」



「何に配慮をすればできるか」

と、発想を変えてみましょう

■ 障害種別と合理的配慮 –3

身体障害者に対する配慮の例

視覚障害や肢体不自由の場合

- ◆ 物の置き場所を工夫する
- ◆ 通路の段差を解消する

聴覚障害の場合

- ◆ 筆談やメールでやり取りする
- ◆ 口話のときは、意味のまとまりごとに区切る

知的障害者に対する配慮の例

- ◆ 簡潔に、具体的に話す
- ◆ 一つずつ話す
- ◆ 本人の注意が話し手に向けられているのを確認してから話す

精神障害者に対する配慮の例

- ◆ 信頼関係を築ける担当者を決める
- ◆ 「不調の兆候」を共有する

同じ障害でも一人一人の状況は違うため、
本人をよく理解し、配慮することが大切です。

■ 埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画に基づく取組



- 埼玉県教育委員会では、障害のある教職員を含む全ての教職員が働きやすい職場づくりを進めていくため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、「埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定し、取り組みを進めています。

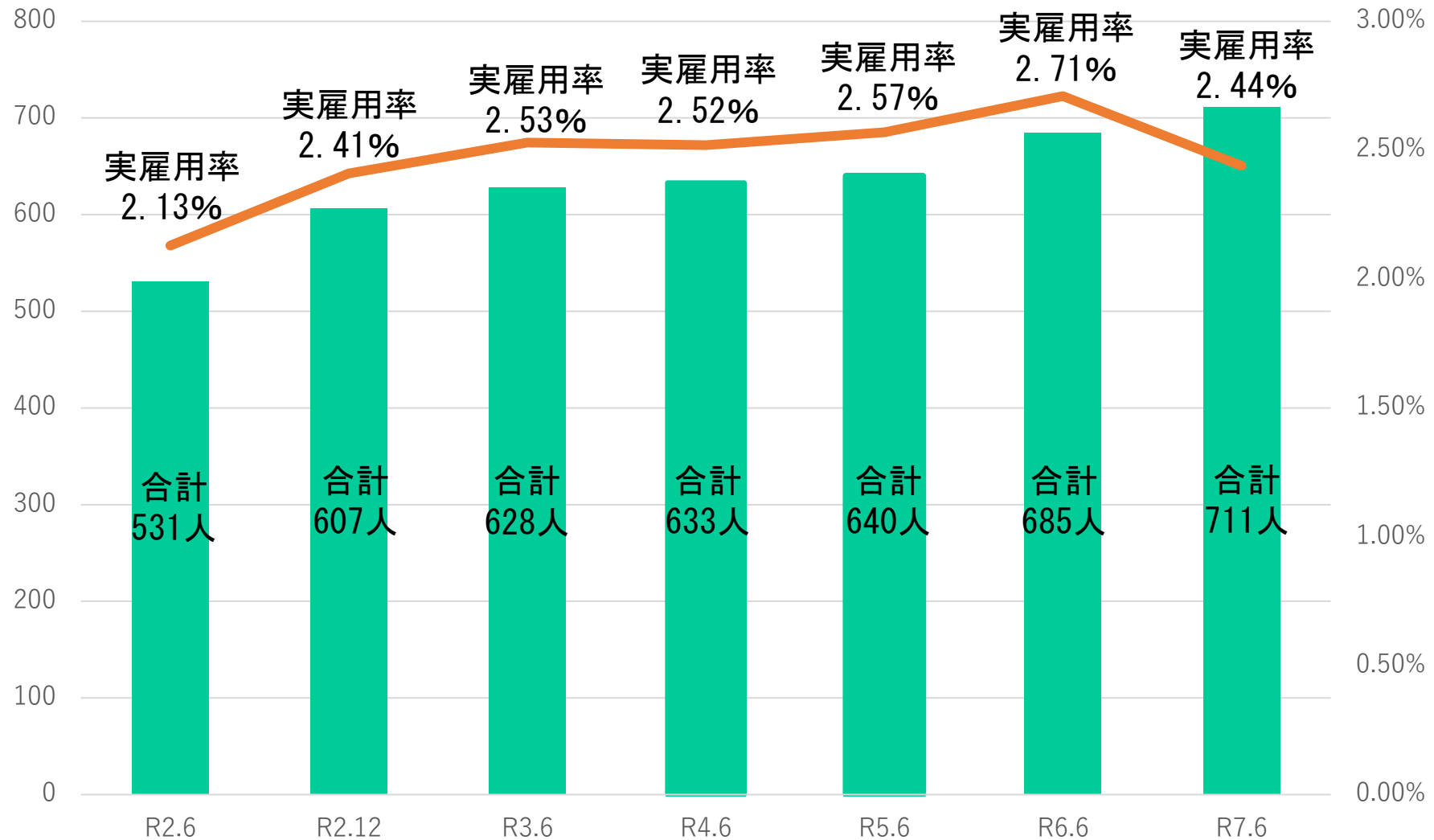
障害者の採用に関する取組例

- ◆ 本採用教職員の採用
教員、実習助手、事務職員など
- ◆ 短時間勤務職員の採用
授業準備補助、実習補助、事務補助
など

職場環境に関する取組例

- ◆ 施設整備
車椅子用トイレ、点字機器などの整備
- ◆ 障害者理解を進める研修の実施
教職員、就業補助員、保護者など

埼玉県教育委員会で働く障害のある職員数



子供たちや保護者の方、地域の皆さんが

障害のある教職員と身近に接する機会も増えています。

■ まとめ

- 教育現場で働く障害のある教職員が増え、
子供たちや保護者の方、地域の皆さんが、
障害のある教職員と身近に接する機会も増えていきます。
- 子供たちや保護者の方、地域の皆さんが、
障害のある教職員とも「心の障壁」なく接することができるよう、
サポートをお願いします。

障害のある人となない人が、お互いを理解していくことが
「共生社会」の実現につながります。